

大磯らしい潤いづくり事業
協働事業者公募型プロポーザル募集要項

2020年6月

大磯らしい潤いづくり協議会（準備会）

目次

◆はじめに

1. 事業名	2
2. 事業の目的	2
3. 事業の概要	2
(1) 事業内容	
(2) 事業期間	
(3) 事業予算額	
(4) 事業エリア	
4. 応募資格及び参加条件	3
(1) 応募資格	
(2) 参加条件	
5. スケジュール	3
6. 応募手続き	4
(1) 関係書類の配布	
(2) 質問書の受付及び回答	
(3) 参加意思表明書等の提出	
(4) 企画提案書等の提出	
7. 参加意思表明書及び企画提案書等の審査	5
(1) 選定委員会の設置	
(2) 審査方法	
(3) 評価項目	
(4) 書類審査	
(5) 選定結果の通知	
(6) 参加が無効となる場合	
8. 協定書の締結	6
9. 留意事項	6
10. 問い合わせ	7
11. 参加意思表明書等作成要領	7
(1) 参加意思表明書、会社概要書の様式等	
(2) 提出部数	
12. 企画提案書作成要領	7
(1) 企画提案書の様式等	
(2) 企画提案書等の提出部数等	
(3) 企画提案書の記載上の留意事項	
13. 審査項目と評価の観点等	10

◆はじめに

次の業務について、公募型プロポーザルにより事業の担い手を決定しますので、提案を募集します。

本事業は、神奈川県新たな観光の核づくり事業を基礎に実施します。本業務に応募するにあたっては、神奈川県及び大磯町の取組みの方向性等は必ず確認してください。

1 事業名

大磯らしい潤いづくり事業

2 事業の目的

現在、国や神奈川県において「観光」を主眼に置く様々な取り組みが推進されています。大磯町の観光は、第四次総合計画後期基本計画の重点プロジェクトの一つ「花」プロジェクトとして位置づけ、「観光による魅力づくり」を大きな目標に掲げ、神奈川県新たな観光の核づくりの事業認定を受けた中で取組みを展開しています。

大磯町の観光の取組みは、大磯町が持つ自然や歴史・文化的な資源を守り、その魅力に磨きをかけることで、多くの観光客が訪れる観光のまちづくりを進めるものです。

この取組みを力強く前に進めるため、平成 25 年に神奈川県の「新たな観光の核づくり」の地域として認定を受けた中で、令和 2 年度までの 8 年間を計画期間とする、大磯町「新たな観光の核づくり基本計画」を策定し、神奈川県による情報の発信や提供、財政面での支援を受けながら、観光の「核」となる拠点や周遊を促す環境の整備などを進めています。

令和 2 年度は、この「新たな観光の核づくり基本計画」の最終計画年度であり、これまでの取組みをステップアップさせ、民間資本との連携も見据えた中で、新たな柱となる観光の計画を作り上げていく年となります。

大磯らしい潤いづくり事業（以下「協働事業」という。）は、大磯町、公益社団法人大磯町観光協会、大磯町商工会などをはじめ、町内を包括する団体や指定管理者、関連事業者等で構成する大磯らしい潤いづくり協議会（以下「協議会」という。）と観光や産業事業等を生業とする民間事業者（以下「協働事業者」という。）が協働し、大磯町第五次総合計画で掲げる目標の実現を目指し、観光及び産業を通じた情報発信や来訪者への情報提供、通年での誘客や町内事業者への多角的な支援などを促進することで、効果的かつ総合的に来訪地としての魅力を高めていくとともに、地域に賑わいを生み出すことを目的とするものです。

3 事業の概要

(1) 事業内容

「大磯らしい潤いづくり事業協働事業者公募型プロポーザル仕様書」のとおりです。

なお、本事業は神奈川県が所管する観光の核づくり推進補助金を主に活用します。

観光の核づくり推進補助金（神奈川県補助金）を活用（補助率 1 / 2）

ただし、補助金は令和 4 年度までの時限措置の計画であり、記載の予算額は概算です。

また、他の観光の核づくり地域での取組事業及び神奈川県との調整により増減します。

(2) 事業期間 (予定)

事業期間は、協定書を締結した日から 2026 年 3 月 31 日までとします。

(3) 事業予算額 (予定)

約 10,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) /年度

(1) に記載した観光の核づくり推進補助金も活用し、それ以外にも、協議会の活動にかかる経費、協働事業実施に伴う経費は、助成金や協賛金・寄付金 ほか、補助金、交付金または負担金等、幅広く充てることも可とします。

(4) 事業エリア

原則、大磯町内一円

4 応募資格及び参加条件

(1) 応募資格

次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとします。

ア かながわ電子入札共同システムの競争入札参加資格認定を受け、神奈川県の入札参加資格を有していること。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定 (契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者) に該当しないこと。

ウ 神奈川県及び大磯町から指名停止を受けていないこと。

エ 国税、地方税その他公租公課について完納していること。

オ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続をしていないこと。

カ 関東 (1 都 6 県) 内で観光及び産業施策の実績を有すること。

キ 「大磯らしい潤いづくり事業協働事業者公募型プロポーザル仕様書」に示す業務を履行する能力を有すること。

(2) 参加条件

事業計画として「大磯らしい潤いづくり事業協働事業者公募型プロポーザル仕様書」に示す条件を満たす提案ができること。

5 スケジュール

(1) 関係書類の公表・配布	2020 年 6 月 8 日 (月) から 6 月 19 日 (金) 17 時まで
(2) 質問書の受付	2020 年 6 月 12 日 (金) 17 時まで (必着)
(3) 質問書の回答	2020 年 6 月 15 日 (月) (町ホームページに掲示予定)
(4) 応募書類等の受付	2020 年 6 月 8 日 (月) から 6 月 19 日 (金) 17 時まで
(5) 企画提案書の受付	2020 年 6 月 29 日 (月) 17 時まで (必着)
(6) 協働事業者の選定 (書類審査)	2020 年 7 月 3 日 (金)
(7) 選定結果の通知・公表	2020 年 7 月 8 日 (水) 予定
(8) 協定の締結	2020 年 7 月中旬予定

6 応募手続き

(1) 関係書類の配布

- ア 配布期間 2020年6月8日(月)から6月19日(金)17時まで
- イ 入手方法 配布期間中に町ホームページからダウンロードするか、大磯町産業環境部産業観光課観光推進係で受け取ってください。
- 大磯町ホームページ
URL:<http://www.town.oiso.kanagawa.jp/isotabi/kankounokakunintei.html>
大磯町産業環境部産業観光課観光推進係
大磯町大磯 1398-18 (大磯港港湾管理事務所内)

(2) 質問書の受付及び回答

本募集要項に係る質問及び回答は、電子メール又はファクシミリで行います。

質問がある場合には、質問書【第1号様式】を提出してください。

- ア 提出書類 質問書【第1号様式】
- イ 提出期限 2020年6月12日(金)17時まで(必着)
- ウ 提出方法 電子メール又はファクシミリ
電子メールアドレス:kankou@town.oiso.kanagawa.jp
ファクシミリ番号:0463-61-5719
※未到着の事故を防ぐため、電話で送付の旨の連絡をお願いします。
- エ 提出先 大磯町 産業環境部 産業観光課 観光推進係 小林、成田
- オ 回答日 質問書の回答を集約し、2020年6月15日(月)15時に町ホームページへ掲示します。

(3) 参加意思表明書等の提出

参加を希望する者は、11.参加意思表明書等作成要領に基づき、必ず参加意思表明書【第2号様式】を提出してください。参加意思表明書の提出がない者の参加は認められません。

なお、提出にあたっては、書類確認を行いますので、郵送または窓口へ持参してください。提出期限以降の提出は、受け付けませんのでご注意ください。

- ア 提出書類 参加意思表明書【第2号様式】、会社概要書【第3号様式】
- イ 提出期限 2020年6月8日(月)から6月19日(金)17時まで
- ウ 提出方法 郵送または持参
- エ 提出先 大磯町 産業環境部 産業観光課 観光推進係 小林、成田

(4) 企画提案書等の提出

12.企画提案書作成要領に基づき、企画提案書【第4号様式】を作成し提出してください。

- ア 提出書類
提出書類は、第4号様式以外は、法人名やロゴマーク等提案者を特定できるものを入れないようにしてください。
- (ア) 企画提案書【第4号様式】
- (イ) 大磯らしい潤いづくり事業 事業方針及び進め方等【第5号様式】

- (ウ) 大磯らしい潤いづくり事業 特定テーマ【第6号様式】
- (エ) 大磯らしい潤いづくり事業 事務局運営及び事業計画等【第7号様式】
- (オ) その他、大磯らしい潤いづくり事業提案に係る補足資料（任意様式）
- (カ) 関東（1都6県）内での観光及び産業施策の実績が分かる資料（任意様式）
- (キ) 法人の登記事項証明書
- (ク) 納税証明書（直近1事業年度分）

イ 提出部数 10部

※1部を正本とし、9部は複写でも可とします。

ウ 提出期限 2020年6月29日（月）17時まで（必着）

エ 提出方法 郵送または持参

※事前に提出時間等の電話連絡等を行ったうえで、担当課へ郵送または持参してください。

オ 提出先 大磯町 産業環境部 産業観光課 観光推進係 小林、成田

7 参加意思表明書及び企画提案書等の審査

(1) 選定委員会の設置

協働事業者を選定するために、大磯らしい潤いづくり事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

委員は、協議会構成員の代表者及び観光産業に関する知見を有するものとします。

(2) 審査方法

ア 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、公開プレゼンテーションは行いません。

提出された企画提案書等の内容について、選定委員会による書類審査を実施し協働事業者を選定します。

イ 選定する協働事業者については1者以上とします。

ウ 提出内容に虚偽記載があると協議会が判断した場合は、当該事業者を失格とします。

(3) 評価項目

選定委員会による評価項目は、13.審査項目と評価の観点等を参照してください。

(4) 書類審査

ア 開催日 2020年7月3日（金）

イ 実施場所 大磯町内他

ウ 実施方法

企画提案書及び関連資料（第4号様式～第7号様式、任意様式）を各審査委員に配布事務局にて採点表を各審査委員から回収のうえ集計する方法で行います。

(5) 選定結果の通知

選定委員会が選定した協働事業者を協定書の締結に向けた優先交渉権者として決定し、連絡します。

書類審査の結果は、書面にて、選定者、非選定者に対し 2020 年 7 月 8 日（水）までに連絡します。（予定）

（6）参加が無効となる場合

参加意思等表明書及び企画提案書等の関係書類が次の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの

8 協定書の締結

選定された協働事業者は、協議会との協議を経て、速やかに大磯らしい潤いづくり事業に関する協定書を協議会と締結していただきます。なお、選定された協働事業者が、協定締結までに次の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことができるものとします。

- （1）4（1）に示す応募資格を喪失したとき
- （2）提出した書類に虚偽の記載があったとき
- （3）正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
- （4）財務状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断されるとき
- （5）社会的信用の著しい損失等により、協働事業者として適切でないと判断されるとき
- （6）その他、協議会により、協定の締結が適当でないと判断されるとき

9 留意事項

- （1）参加意思表明書（添付書類を含む）、企画提案書の作成及び提出に要する費用については、応募者の負担とします。
- （2）提出した参加意思表明書、企画提案書等の全ての書類は返却しません。
- （3）同一の者からの複数の提案は不可とします。
- （4）提案者が 1 者の場合も有効なものとして取り扱うものとします。
- （5）適切な提案がない場合は、協働事業者の選定を行わない場合があります。
- （6）書類提出後、公募型プロポーザルを辞退する者は、辞退届（様式任意）を提出してください。この場合辞退者に不利益が生じることはありません。
- （7）提出後における書類等の変更、修正、差替えまたは再提出等は認めません。ただし、選定委員会が指示した場合は除きます。
- （8）提出された参加意思表明書等は、提案者に無断で使用しません。
- （9）提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用については、提案者の責任において必要な手続を行ってください。
- （10）事業の実施は原則として、提出された提案に基づき実施しますが、協定書の締結以降に協議会が設置する各委員会において、町内事業者等との連携を含め、具体的な事業としての検討・協議をお願いします。

- (11) 本事業の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、主たる部分でない業務の一部について、他者に委託する際は、事前に協議会あるいは協議会が設置する委員会の承諾を受けることとします。
- (12) 共同事業体での提案も可とします。ただし、共同事業体の構成企業として参加している事業者が、単独又は他の共同事業体の構成員としての参加は認めません。また、共同事業体で提案した場合は、代表事業者を決めてください。

10. 問い合わせ

大磯らしい潤いづくり協議会（準備会）事務局
大磯町 産業環境部 産業観光課 観光推進係
〒255-0003 大磯町大磯 1398-18（大磯港港湾管理事務所）
電話：0463（61）4100 内線 334
F A X：0463（61）5719
電子メール：kankou@town.oiso.kanagawa.jp

11. 参加意思表明書等作成要領

参加意思表明書、会社概要書は、次のとおり作成してください。

- (1) 参加意思表明書、会社概要書の様式等
- ア 参加意思表明書は第2号様式のとおりとし、用紙はすべてA4判縦型で作成すること。
 - イ 会社概要書は第3号様式のとおりとし、用紙はすべてA4判縦型で作成すること。
 - ウ 使用する文字のポイントは10ポイント以上とすること。
 - エ 記載欄等が不足する場合は、適宜追加しても構わない。
- (2) 提出部数
- ア 参加意思表明書【第2号様式】、会社概要書【第3号様式】10部（正本1部、副本9部）※正本の表紙には朱印を押印するものとし、副本は写しで可とする。
 - イ その他の提出書類
 - (ア) パンフレット（会社概要書に付随するもの）10部

12. 企画提案書作成要領

企画提案書は、次のとおり作成してください。

- (1) 企画提案書の様式等
- ア 企画提案書は様式4～7のとおりとし、用紙はすべてA4判縦型で作成すること。
 - イ 片とじ（左側2点綴じ）・横書き・片面・カラー可とする。
※A3判も折込みで可。ただし、A3判の場合はA4判2枚分と数えます)
 - ウ 使用する文字のポイントは10ポイント以上とすること。
 - エ 記載欄等が不足する場合は、適宜追加を可とする。
ただし、様式の注記に枚数制限があるものについては、超過しないこと。
 - オ 第4号様式以降の全ての様式において、会社名称、商品名、ロゴマーク等、提案会社名（構成員を含む）が類推できる記載（表現）はできないこととする。

必要な部分は、A B C・・・を用い、「A」は代表構成員とし、以下構成員、協力会社、商品名等とし、別紙で対照表（様式任意）を1部作成し提出すること。

なお、会社名が類推できないと思われる協力会社、商品名等の記載については、自由とする。

カ 作業責任者及び作業者は、応募者の組織に所属する者とし、企画書を提案する者が他のコンサルタント等の協力を得て、または学識経験者等の援助を受けて業務を実施する場合には、企画書にその旨を明記してください。

キ 各様式の記入に当たっては、各様式に留意点が記載されている場合には、それを踏まえ、踏まえて記載してください。

(2) 企画提案書等の提出部数等

企画提案書等の提出部数 10部（正本1部、副本9部）

※1 正本の表紙には朱印を押印するものとし、副本は写しで可とする。

(3) 企画提案書の記載上の留意事項

ア 専門知識を有しない者でも理解できるよう、できるだけ分かりやすい表現とするよう配慮すること。

イ 提案内容について、簡潔かつ明瞭に記載することとし、必要に応じて図表等を利用すること。

ウ 事業内容や範囲について数値等を用いて表すことができる場合には、可能な限り数値で示すこと。

エ 各項目の内容に関する留意事項は下表のとおり。

項目		内容に関する留意事項
1	事業方針及び進め方等 【第5号様式】	<input type="checkbox"/> 本事業に参画するにあたり、①事業の実施方針と進め方、②地域特性の把握、③業務遂行上の配慮事項、④目標とする指標（数値）を記載してください。 <input type="checkbox"/> 紙数2枚以内とすること。
2	特定テーマ 【第6号様式】	<input type="checkbox"/> 本事業に参画するにあたり、特定テーマについて考え方を簡潔に記載してください。 <input type="checkbox"/> 紙数20枚以内とすること。 <input type="checkbox"/> 特定テーマ（1） 大磯町の地域特性を踏まえ、提案者が考える大磯町全体での取り組み及び掲げる目標、地域への具体的な貢献等を簡潔に記載してください。 <input type="checkbox"/> 特定テーマ（2） 大磯町の魅力の発信及び来訪者への情報の提供等について、着眼点及び事業方針等について簡潔に記載してください。 <input type="checkbox"/> 特定テーマ（3） 大磯町を3つのエリア（海浜エリア、街中エリア、丘陵エリア）で区分した場合、各エリアの着眼点及び事業方針等について簡潔に記載してください。 <input type="checkbox"/> 特定テーマ（4） 町内の事業者等（農業、漁業、商工業者等）との連携や支援策等について、観光産業の視点を踏まえ、着眼点及び事業方針等について簡潔に記載してください。
3	事務局運営及び事業計画等 【第7号様式】	<input type="checkbox"/> 本事業に参画するにあたり、事務局運営及び事業計画等について、考え方を簡潔に記載してください。 <input type="checkbox"/> 紙数2枚以内とすること。 （1）募集要項に記載の目的の実現に向け、提案者が考える事務局の運営体制及び事業のスケジュールを具体的に示してください。 （2）将来的に事業を継続的に実施するために必要な体制構築や採算面における考え方を記載してください。また、協議会とは別で大磯町で取組みたい付帯事業等があれば記載してください。・提案者が想定する作業スケジュールを具体的に示すこと。
4	任意様式	<input type="checkbox"/> その他、大磯らしい潤いづくり事業提案に係る補足資料 <input type="checkbox"/> 紙数5枚程度とすること。
5	任意様式	<input type="checkbox"/> 関東（1都6県）内での観光及び産業施策に関する事業の実績が分かる資料 <input type="checkbox"/> 紙数1枚程度

13. 審査項目と評価の観点等

審査項目と評価の観点・配点

評価項目		評価の基準	応募書類	採点配分
1	経営基盤及び事業実績、事業実施体制	<input type="checkbox"/> 実績が十分にあるか。 <input type="checkbox"/> 十分な取組体制が構築できているか。 <input type="checkbox"/> 本業務への適応性があると認められるか。	第3号様式	5点
2	事業方針及び進め方等	<input type="checkbox"/> 本町を取り巻く状況を十分に把握しているか。 <input type="checkbox"/> 本事業の目的、条件及び内容が十分に理解できているか。 <input type="checkbox"/> 本事業の課題認識が適切であり、課題に対する実施方針、指標の妥当性が高いか。 <input type="checkbox"/> 特定テーマ（1）（2）（3）（4）業務の連携が図られた実施方針となっているか。	第5号様式	5点
3	特定テーマ（1） 町の地域特性を踏まえ、提案者が考える町全体での取組み及び掲げる目標、地域への具体的な貢献等	<input type="checkbox"/> 本町及び本事業の特性を踏まえ、特定テーマに対する課題の把握がなされているか。 <input type="checkbox"/> 「観光・産業」をはじめ「地域経済」の視点など、多岐にわたる専門的な視野で提案がなされているか。 <input type="checkbox"/> 市場調査を踏まえた中期的な視点をもち、手法の検討がなされているか。 <input type="checkbox"/> 実現に向けた具体的な提案内容が、財政面を踏まえて示されているか。 <input type="checkbox"/> 重視する事項や特性に応じた事業スキームの検討についての的確になされているか。 <input type="checkbox"/> 着眼点及び事業方針について独創性及び有益性とその実現性は高いか。 <input type="checkbox"/> 着眼点及び事業提案の考え方について発展性及び有益性とその実現性は高いか。	第6号様式	30点
	特定テーマ（2） 町の魅力の発信及び来訪者への情報の提供等について、着眼点及び事業方針等			
	特定テーマ（3） 町を3つのエリア（海浜エリア、街中エリア、丘陵エリアで区分した場合、各エリアの着眼点及び事業方針等			
	特定テーマ（4） 町内の事業者等（農業、漁業、商工業者等）との連携や支援策等について、観光産業の視点を踏まえ、着眼点及び事業方針等			
4	事務局運営及び事業計画等	<input type="checkbox"/> 目的の実現に向け、事務局の運営力及び運営体制、事業スケジュールは具体的か。 <input type="checkbox"/> 将来的に描く姿や事業を継続的に実施するために必要な体制構築、採算面における考え方は妥当か <input type="checkbox"/> 長期的な視点で密な連携が可能な提案者か	第7号様式	10点
—	—	(合計点)		50点